

文例（遺留分減殺方法の指定）

第1条 遺言者は、遺言者名義の次の預貯金を、妻〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

【預貯金の表示】

第2条 遺言者は、前条の預貯金を除く遺言者の有する一切の財産を、長男〇〇〇〇（生年月日）に相続させる。

第3条 遺言者は、遺留分の減殺は、まず第2条により長男〇〇〇〇に相続させる財産からすべきものと定める。

遺言で、遺留分減殺方法の指定ができます。

相続分の指定や遺贈などは、遺留分に反することができないとされていますが、違反したとしても当然に無効になるわけではなく、遺留分権利者が遺留分減殺請求を行うことで効果が生じます。そして、その減殺の順番は、必ず、遺贈→最近の贈与→昔の贈与、でなければいけないとされています。遺贈が複数ある場合は、遺贈間の先後関係はありませんので、全ての遺贈が、その価額の割合に応じて減殺されることとなります。つまり各相続人または受贈者のオーバーした分の割合に応じて請求することとなりますので、減殺請求後の手続きが複雑となります。遺贈が複数ある場合に、遺言によって遺留分減殺の順序と割合を別段指定しておくこと、減殺請求する側の相続人も、される側の相続人も分かりやすいというメリットがありますので、順序を指定しておくのもよいでしょう。